

高血圧・糖尿病・高脂血症で通院中の患者さまへ

2024年6月1日の診療報酬改定に際し、当院で算定してきた

『特定疾患指導管理料』の対象疾患が見直されることとなりました。

このことより、「高血圧・糖尿病・高脂血症」のいずれかで

通院中の患者さんにおかれましては、6月1日より新たに

『生活習慣病管理料』を算定させていただくことになります。

対象の疾患で通院中の患者さまに応じた療養計画を策定することで、

より専門的かつ総合的な治療管理を実施させていただきます。

受診の際には、目標設定・血圧・体重・食事や運動に関する具体的な

指導内容などを記載した『療養計画書』を作成し、お渡し致します。

なお、『療養計画書』には患者さまのご署名が必要となりますので、

ご協力いただきますようよろしくお願い致します。

※ 診療報酬改定に伴い、今までより一部負担金の増減がありますので、

ご理解のほどよろしくお願い致します。

※ 当院では、患者様の状態や医師の判断により28日以上長期投与やリフィル処方箋の対応をしております。

医療法人穂仁会 原病院 院長